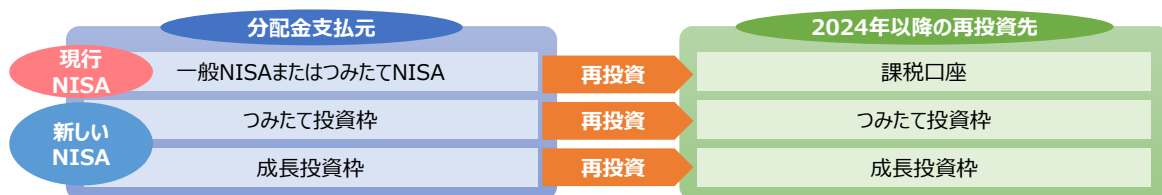


2024年からの新しいNISA制度について

分配金再投資の取扱いについて

- ◆ 原則、現行NISAから支払われた分配金は課税口座（当金庫に特定口座を開設されている場合には特定口座に、当金庫に特定口座を開設されていない場合には一般口座）に、新しいNISAから支払われた分配金は新しいNISAに再投資されます。詳細については、非課税口座約款をご確認ください。
なお、**分配金再投資を停止する場合、お手続きが必要です。**



※分配金支払元がつみたてNISA（現行）の場合で、つみたて投資枠（2024年からの新しいNISA）で同一商品を保有している場合、つみたてNISA（現行）から支払われた分配金はつみたて投資枠に再投資されます。

※分配金再投資を停止する場合、「収益分配金再投資停止依頼書」をご提出いただく必要がございます。なお、分配金再投資を停止する場合、停止する商品のすべての保有残高について再投資が停止されますのでご注意ください。

ご不明な点、お手続きの詳細等については、お取引店までお問い合わせください。

- 上記記載内容は、2023年8月現在の情報にもとづいて作成しております。制度内容等は今後変更となる可能性がありますので、ご注意ください。
- 本書面の詳細については、非課税口座約款をご確認ください。
- 本書面は、制度に関する一般的な内容を記載したものです。税務や法律に関する個別、具体的なお対応については必ず税理士・弁護士等の専門家とご相談ください。